



はい！こちら消費生活センターです

「屋根工事の点検商法」にご注意を

－典型的な勧誘トークを知っておくことで防げます－

全国的に「屋根工事の点検商法」に関する相談が増加しています。契約者の8割超が60歳以上で、特に高齢者に注意してほしいトラブルです。点検商法とは、「近所で行う工事の挨拶に来た」等と言って突然訪問し、「屋根瓦がずれているので点検してあげる」と言って点検した後、「このままだと瓦が飛んで近所に迷惑がかかる」と不安をあおって工事の契約をする手口です。本センターでの相談事例では、『先日訪問販売で「屋根の瓦が傷んでいる。工事をした方がいい。」と執拗に勧誘され、屋根瓦の工事を依頼したが、その事業者が逮捕された。クーリングオフ通知を出すよう警察に言われた。書き方を教えてほしい…。』といった相談が寄せられています。

勧誘トーク◎「近所の工事のご挨拶に来ました。屋根が浮いているみたいですね。無料で点検してあげます」◎「このままだと台風が来たら雨漏りしますよ。瓦が飛んで近所の人にも迷惑が…」◎「この場で契約するなら特別に安くしますよ。保険金を使って修理すればいいじゃないですか」などと巧みなトークで契約させようとしています

対策・突然訪問してきた業者には安易に点検させないようにしましょう

- ・すぐに契約せず、複数社から見積もりを取るなど十分に検討しましょう
- ・保険金を利用できるというトークには気を付けましょう
- ・クーリングオフ等ができる場合もあります

不安に思った場合やトラブルが生じた場合は、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

相楽消費生活センターは

4月28日より京都府木津総合庁舎に仮移転しました

(住所:木津川市木津上戸18番地1)

消費生活の相談や苦情はお気軽に相楽消費生活センターへ（電話又は来所）

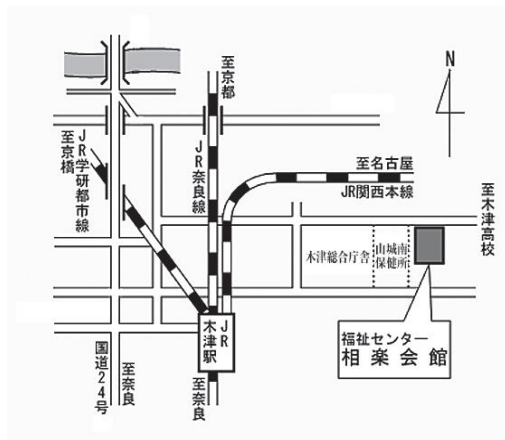
☎0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時



相談すれば 楽になる